

令和7年度 府税のしおり⑥

WEB版は
こちら



©2014 大阪府もずやん

大阪府の税金

※ 法人府民税/法人事業税/個人事業税/不動産取得税/
自動車税(環境性能割・種別割)を除く

個人府民税	2
利子等に係る府民税	5
特定配当等に係る府民税	6
特定株式等譲渡所得金額に係る府民税	6
地方消費税	7
たばこ税	8
ゴルフ場利用税	8
軽油引取税	9
鉱区税	10
狩猟税	10
府が課する固定資産税	11
宿泊税	11
お問合せ先	12

個人府民税

■ 納める人

所得金額にかかわらず一定の税額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
府内に住所がある個人	均等割額 所得割額
府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人(退職所得等の分離課税に係る所得割を除きます。)
均等割が非課税となる人	・前年の合計所得金額が各市町村の条例で定める金額以下の人 (非課税となる金額は、市町村によって異なります。)
所得割が非課税となる人	・前年の総所得金額等の合計が[35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数)+32万円+10万円]で求められる金額以下の人 ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円+10万円以下の人

■ 納める額

● 均 等 割:年額1,300円

※均等割の税率の引上げについて

大阪府では森林部における治山ダム整備等及び都市緑化を活用した猛暑対策を実施するため、令和9年度まで均等割の税率に300円を加算しています。

● 所 得 割:個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

● 税 率:4%(大阪市・堺市に住所を有する場合は2%)

※大阪市・堺市に住所を有する場合の税率について

府費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、大阪市・堺市に住所を有する場合の所得割の税率が個人府民税は2%、個人市民税は8%となっています。(退職所得の分離課税を除きます。)

● 税額控除額

控除の種類	控 除 額
配当控除	株式の配当等の配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)	[所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額]と[所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に5%を乗じて得た額(最高97,500円(注1))]のいずれか少ない金額(=住民税住宅ローン控除額)のうち、府民税は5分の2(注2)が控除され、市町村民税は5分の3(注2)が控除されます。 (注1)平成26年4月から令和3年12月までの入居者のうち、消費税等の税率が8%又は10%で購入された方は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高136,500円) (注2)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。 ○対象者 ・平成21年から令和7年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方
寄附金税額控除	次の(1)と(2)の合計額が控除されます。 (1)基本控除額(注1) 府民税は、(府民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×4%(注2) 市町村民税は、(市町村民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×6%(注2) (注1)控除対象寄附金の合計額の限度額は、総所得金額等の30%です。 (注2)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が2%、市民税が8%です。 (2)特例控除額(注3) 府民税は、(総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の2(注5) 市町村民税は、(総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の3(注5) (注3)都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、府民税・市町村民税の所得割額の20%が上限となります。 (注4)平成26年度から令和20年度まで、復興特別所得税に相当する率を減ずる調整が行われます。 (注5)大阪市・堺市に住所を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。

● 調整控除額

合計課税所得金額	控 除 額
200万円以下	「人的控除額の差額の合計額(注1)」と「合計課税所得金額(注2)」のいずれか少ない金額の2% (大阪市・堺市に住所を有する場合は1%)
200万円超	{人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)}の2%(大阪市・堺市に住所を有する場合は1%) ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円(大阪市・堺市に住所を有する場合は500円)

(注1)「人的控除額の差額の合計額」とは、所得税の人的控除額(配偶者控除や扶養控除等、人に着目した控除)と、住民税の人的控除額との差額の合計額のことです。

(注2)合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● 所得控除額

控除の種類		府民税・市町村民税(令和7年度分＝令和6年分所得)		備 考																								
①雑損控除		次のイとロのいずれか多い方 イ ④の金額－(総所得金額等×1/10) ロ ④の金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ④＝(損失額)－(保険金等により補てんされる額)																										
②医療費控除		{(支払った医療費の額)－(保険金等により補てんされる額)}－ (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方)＝控除額 (限度額200万円)		「保険金等により補てんされる額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額等があります。																								
	セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	{一定のスイッチOTC医薬品の購入に支払った額 (保険金等で補てんされる額を除きます。)}－12,000円 ＝控除額 (限度額88,000円)		本特例の適用を受ける場合は、医療費控除の適用を受けることができません。																								
③社会保険料控除		支払った社会保険料の金額																										
④小規模企業共済等掛金控除		支払掛金の金額																										
⑤生命保険料控除		次の区分に応じて計算した控除額の合計額(合計限度額70,000円) $\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料分} \\ (A \text{ 旧契約分} + B \text{ 新契約分}) \end{array} \right] + \left[C \text{ 介護医療保険分} \right] +$ $\left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料分} \\ (D \text{ 旧契約分} + E \text{ 新契約分}) \end{array} \right]$ <table><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td rowspan="4">A 一般生命保険 D 個人年金保険</td><td>15,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額×1/2＋7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額×1/4＋17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td rowspan="4">B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険</td><td>12,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額×1/2＋6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額×1/4＋14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></tbody></table>		区分		支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円	56,001円以上	28,000円	支払保険料額＝保険料の金額－剰余金等 旧契約:平成23年12月31日以前の契約 新契約:平成24年1月1日以後の契約 ・同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。
区分		支払保険料額	控除額																									
旧契約	A 一般生命保険 D 個人年金保険	15,000円以下	支払額の全額																									
		15,001円～40,000円	支払額×1/2＋7,500円																									
		40,001円～70,000円	支払額×1/4＋17,500円																									
		70,001円以上	35,000円																									
新契約	B 一般生命保険 C 介護医療保険 E 個人年金保険	12,000円以下	支払額の全額																									
		12,001円～32,000円	支払額×1/2＋6,000円																									
		32,001円～56,000円	支払額×1/4＋14,000円																									
		56,001円以上	28,000円																									
⑥地震保険料控除		次の区分に応じて計算した控除額の合計額 (合計限度額 25,000円) [A 地震保険契約分] ＋ [B 長期損害保険契約等分] <table><thead><tr><th>区分</th><th>支払保険料額</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">A 地震保険</td><td>50,000円以下</td><td>支払額×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">B 長期損害保険</td><td>5,000円以下</td><td>支払額の全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>支払額×1/2＋2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>		区分	支払保険料額	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円	15,001円以上	10,000円	・長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。 ・一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。									
区分	支払保険料額	控除額																										
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																										
	50,001円以上	25,000円																										
B 長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																										
	5,001円～15,000円	支払額×1/2＋2,500円																										
	15,001円以上	10,000円																										
⑦障がい者控除		1人につき 260,000円 (特別障がい者は300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は530,000円)		・本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。																								

控除の種類	府民税・市町村民税(令和7年度分＝令和6年分所得)			備 考																																							
⑧寡婦控除	260,000円			ひとり親に該当せず、次のいずれかの要件に該当する場合 ①夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族(注)があり、合計所得金額が500万円以下の場合。 (注)総所得金額が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族でない方 ②夫と死別し再婚していない(又は夫の生死が明らかでない)方で、合計所得金額が500万円以下の場合。																																							
⑨ひとり親控除	300,000円			現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子(注)があり、合計所得金額が500万円以下の場合。 (注)総所得金額が48万円以下で、他の者の扶養親族でない子																																							
⑩勤労学生控除	260,000円			合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。																																							
⑪配偶者控除	<table><tr><td rowspan="4"></td><td colspan="3">納税者本人の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人(※)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> (※)年齢70歳以上の方				納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人(※)	38万円	26万円	13万円	控除対象配偶者のある人に適用されます。																								
	納税者本人の合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
	一般	33万円	22万円		11万円																																						
	老人(※)	38万円	26万円	13万円																																							
⑫配偶者特別控除	<table><tr><td rowspan="10">配偶者の合計所得金額</td><td colspan="3">納税者本人の合計所得金額</td></tr><tr><td>900万円以下</td><td>900万円超 950万円以下</td><td>950万円超 1,000万円以下</td></tr><tr><td>480,001円～ 1,000,000円</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,000,001円～ 1,050,000円</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,050,001円～ 1,100,000円</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>1,100,001円～ 1,150,000円</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>1,150,001円～ 1,200,000円</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001円～ 1,250,000円</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>1,250,001円～ 1,300,000円</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1,300,001円～ 1,330,000円</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>			配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001円～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円	本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。 ①他の納税者の扶養親族とされる配偶者 ②青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者 ③配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
	480,001円～ 1,000,000円	33万円	22万円		11万円																																						
	1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	21万円		11万円																																						
	1,050,001円～ 1,100,000円	26万円	18万円		9万円																																						
	1,100,001円～ 1,150,000円	21万円	14万円		7万円																																						
	1,150,001円～ 1,200,000円	16万円	11万円		6万円																																						
	1,200,001円～ 1,250,000円	11万円	8万円		4万円																																						
	1,250,001円～ 1,300,000円	6万円	4万円		2万円																																						
	1,300,001円～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																							
⑬扶養控除	<table><tr><td colspan="3">次の区分に応じた控除額</td></tr><tr><td>区分</td><td>控除額</td><td>該当者</td></tr><tr><td>一般</td><td>33万円</td><td>16歳以上で下記以外の人</td></tr><tr><td>特定</td><td>45万円</td><td>19歳以上23歳未満の人</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>70歳以上の人</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>45万円</td><td>老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等</td></tr></table>			次の区分に応じた控除額			区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の人	特定	45万円	19歳以上23歳未満の人	老人	38万円	70歳以上の人	同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等	・扶養親族のある人に適用されます。 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。																					
次の区分に応じた控除額																																											
区分	控除額	該当者																																									
一般	33万円	16歳以上で下記以外の人																																									
特定	45万円	19歳以上23歳未満の人																																									
老人	38万円	70歳以上の人																																									
同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等																																									
⑭基礎控除	<table><tr><td>合計所得金額</td><td>控除額</td></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>0円</td></tr></table>			合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円																														
合計所得金額	控除額																																										
2,400万円以下	43万円																																										
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																										
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																										
2,500万円超	0円																																										

※ 次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

1 合計所得金額が48万円を超える人

2 青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

■ 納める方法

● 申 告

府内市町村内に住所を有する人は、原則として、3月15日までに住所地の市町村に申告書(市町村民税と同一用紙)を提出しなければなりません。

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの人は、申告書を提出する必要はありません。

● 納 税

市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回(通常は、6月、8月、10月及び1月)(注)に分けて市町村民税と合わせて納めます。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。

(注)各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

※個人住民税の特別徴収について

個人住民税(個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。)の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

事業主(給与支払者)は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります(地方税法第321条の4)。

利子等に係る府民税 府民税利子割

■ 納める人

利子等の支払を受ける人(個人)が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

(注)平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となりました。

■ 納める額

支払を受けるべき利子等の額(課税標準額)× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき利子等

①銀行や信用金庫等の預貯金等の利子

②特定公社債(注)以外の公社債の利子

③金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払養老(損害)保険等)の利息、差益等

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

(注)「特定公社債等」とは、「特定公社債」(国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)等の一定の公社債)、「公募公社債投資信託の受益権」、「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限ります。)の社債的受益権」をいいます。

次の利子等は非課税となります。

・障がい者、遺族年金等を受ける寡婦等の非課税制度に係る利子等(少額預金非課税制度、少額公債非課税制度の元本それぞれ350万円以下)

・勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等(財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄の元本合計550万円以下)

・非居住者が支払いを受ける利子等

・その他所得税において非課税とされる利子等

● 税 率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等(特別徴収義務者)が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税(府民税利子割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

特定配当等に係る府民税 府民税配当割

■ 納める人

特定配当等の支払を受ける人(個人)が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定配当等の額(課税標準額)× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定配当等

- ①上場株式等の配当等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ③特定投資法人の投資口の配当等
- ④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- ⑤特定公社債の利子
- ⑥特定口座外の割引債の償還金

※ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。また、割引債の償還金(特定口座において支払われるものを除きます。)については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して府民税配当割が課税されることとなりました。

● 税 率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等(特別徴収義務者)が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、その翌月10日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券会社等(特別徴収義務者)が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税(府民税配当割)を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割

■ 納める人

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人(個人)が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う会社等の本社を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額(課税標準額)× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ①源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ②源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

● 税 率:5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする会社等(特別徴収義務者)が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税(府民税株式等譲渡所得割)を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

地方消費税

■ 納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供等の国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区 分	納める人
譲 渡 割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨 物 割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等にかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■ 納める額

消費税額(課税標準額) × 税率 = 税額

● 税 率

	標準税率	軽減税率
地方消費税率	2.2% (消費税額の78分の22)	1.76% (消費税額の78分の22)
消費税率	7.8%	6.24%
合 計	10%	8%

■ 納める方法

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税と合わせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

※地方消費税率の引上げについて

少子高齢化が急速に進展する中で国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するため、消費税率の引上げに伴って地方消費税率が段階的に引き上げられました。

引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障4経費(注)その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。)に要する経費に充てることとされています。

(注)制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※地方消費税の都道府県間の清算及び市町村への交付について

払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。そして、清算後の金額の2分の1相当額が、府内の各市町村へ交付されます。

各市町村へは、この交付すべき金額の2分の1を市町村ごとの「人口(国勢調査)」で、他の2分の1を「従業者数(経済センサス活動調査)」で按分して交付することとされています。ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。

たばこ税〔府税、国税、市町村税〕

■ 納める人

府内の小売販売業者及び消費者に、製造たばこの売り渡し等を行った人(日本たばこ産業(株)、たばこの輸入業者及び卸売販売業者)が納めます。

■ 納める額

売り渡し等をした製造たばこ本数(課税標準) × 税率 = 税額

● 税率

【製造たばこにかかる税率】

区 分	税 目	税 率(1,000本当たり)
府税	府たばこ税	1,070円
国税	たばこ税	6,802円
	たばこ特別税	820円
市町村税	市町村たばこ税	6,552円

■ 納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

※たばこ1箱に含まれる税金(1箱20本入580円のたばこの場合)

税抜価格 222.4円	市町村たばこ税 131.04円	府たばこ税 21.4円	たばこ税(国税) 136.04円	たばこ特別税 (国税) 16.4円	消費税 52.72円
----------------	--------------------	----------------	---------------------	-------------------------	---------------

(令和7年4月現在)

ゴルフ場利用税

■ 納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。ただし、次の1～6に該当する場合は非課税となります。

- 1 年齢18歳未満の人
- 2 年齢70歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民スポーツ大会に参加する選手が当該国民スポーツ大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除きます。)の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動としてゴルフを行う場合
- 6 国際競技大会に参加する選手が当該国際競技大会の競技又は公式の練習としてゴルフを行う場合

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が1から6のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短大を含みます。)及び高等専門学校のことです。

※ 国際競技大会は、閣議において決定又は了解されたものに限られます。

■ 納める額

● 税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
税率(1人1日につき)	1,200円	1,150円	1,000円	800円	650円	450円	350円

■ 納める方法

特別徴収義務者(ゴルフ場の経営者)が、利用者から利用料金と合わせて徴収し、毎月15日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

軽油引取税

■ 納める人

以下の人が納めます。

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人 等

■ 納める額

1キロリットルにつき……………(特例税率)32,100円 (本則税率)15,000円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格(注)が3か月連続して、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されます。

そして、その後、揮発油の平均小売価格が3か月連続して、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

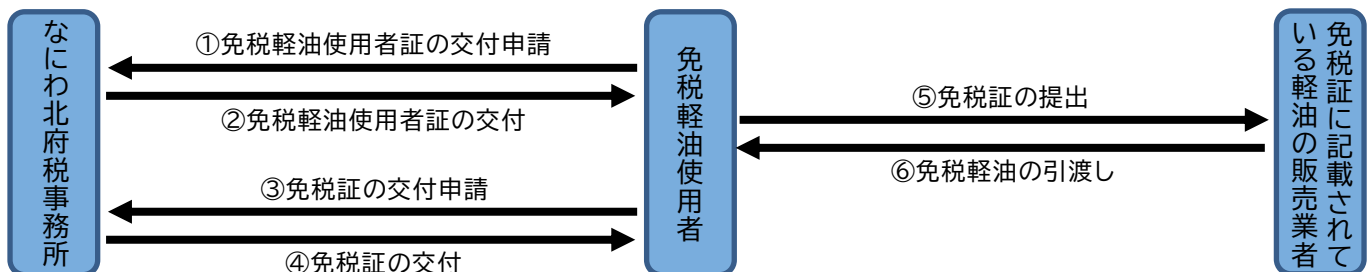
なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

(注)「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格(消費税込)を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。なお、「小売物価統計調査」の結果は、[総務省のホームページ](#)で閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

- (1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレン等の石油化学製品を製造するための原材料
- (2) 船舶(専らレクリエーションの用に供する船舶を除きます。)-鉄道・軌道用車両の動力源
- (3) 農業・林業用機械の動力源
- (4) 鉱物の掘採事業・及び土工工事業等のための用途 等

(注)上記(2)~(4)の免税措置については令和9年3月31日までとなっています。



■ 納める方法

上記1の人に課される税金は、特別徴収義務者(特約業者や元売業者)が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記2~4の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記5の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分をなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

不正軽油110番

不正軽油に関する次のような情報がありましたら、下記連絡先までご連絡ください。

- ・夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- ・市価に比べて異常に価格が安い。
- ・不審な業者から、燃料の売り込みがある。
- ・廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

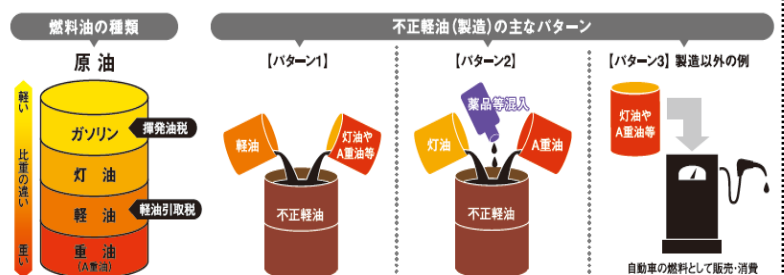
財務部税務局徴税対策課 06-6210-9129(直通)

なにわ北府税事務所軽油引取税課 06-6362-8611(代表)

メールアドレス zeimu-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp

不正軽油とは?

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。



鉱区税

■ 納める人

府内の鉱区に対し、鉱業権（試掘権、採掘権）を有している人が納めます。

■ 納める額

区 分		税 率
①砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
②砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円
③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区		上記区分①の税率の3分の2

■ 納める方法

なにわ北府税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、5月に納めます。

狩猟税

■ 納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税で、その収入は鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

■ 納める額

免許の種類	種 別	税 率
第一種銃猟（注1）	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟 又は わな猟	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500円
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	
	⑨ ⑧の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	
第二種銃猟（注2）		5,500円

（注1）第一種銃猟…装薬銃

（注2）第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和11年3月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

- ・ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除
- ・ 狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に2分の1を乗じた税率

■ 納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、登録申請書の提出と同時に納めます。

府が課する固定資産税(大規模償却資産)

■ 納める人

賦課期日(毎年1月1日)現在、大規模の償却資産(注1)でその価格が市町村の課税限度額(注2)を超える償却資産を所有している法人等が納めます。

(注1) 一の市町村に所在する一の納税義務者が所有する償却資産で、固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が課税定額(市町村の人口の区分により定められている一定の金額)を超えるものをいいます。

(注2) 市町村が課税することができる限度額をいいます。この額は課税定額を原則としますが、市町村の財政事情によりこの課税定額を増額する特例があり、この場合、限度額は増額後の額になります。

■ 納める額

市町村の課税限度額を超える部分の金額(課税標準額) × 税率(標準税率1.4%) = 税額

※ 市町村の課税限度額までの金額は、市町村が課税することとなります。

■ 納める方法

● 申告

毎年1月31日までに、府税事務所へ申告します。

● 納税

府から送付される納税通知書(納付書)により4月、7月、12月及び2月の年4回に分けて納めます。

※ 特別の事情により別に納期を定める場合があります。

宿泊税

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、平成29年1月から法定外目的税として宿泊税を導入しています。

■ 納める人

府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊する人が納めます。

■ 納める額

【令和7年8月31日以前】

宿泊料金(1人1泊)	税率
7,000円未満	課税されません
7,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

【令和7年9月1日以降】

宿泊料金(1人1泊)	税率
5,000円未満	課税されません
5,000円以上15,000円未満	200円
15,000円以上20,000円未満	400円
20,000円以上	500円

※ 宿泊料金とは、食事料金や消費税等を含まない料金(いわゆる素泊まりの料金)と、宿泊に伴う任意性のない料金(サービス料、清掃料等)をいいます。

■ 納める方法

特別徴収義務者(ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の経営者)が、宿泊者から宿泊料金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

お問合せ先

府税事務所

軽油引取税、利子等・特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税及び宿泊税については、なにわ北府税事務所が大阪府全域を担当しています。

(令和7年4月1日現在)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地
中 央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1362	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)
三 島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)
豊 能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)
泉 北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号
泉 南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)
南 河 内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)
中 河 内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号
北 河 内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)2883	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションビル枚方オフィスB 9階

◎開庁時間は全て平日の午前9時から午後5時45分までです。

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。



財務部税務局税政課 令和7年7月発行

(府税のホームページ [府税あらかると](#) [検索](#))

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9932